

伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）
に係るパブリックコメント

伊東市宇佐美 403-2
森 篤

頁	(案)	修正意見等	理由
	(総論)	<p>条例条文（案）を公表して意見を聞くべきです。その上で、一層わかりやすくするために、現に公表されているような概要や項目を整理して資料として合わせて公表すべきです。</p>	<p>一般的には、条例は、条文の書き方によってその意図するところ、解釈が分かれる場合があります。また、規制などにより実際に市民に影響を及ぼすのは条例条文ですから、概要や項目だけでは条例の全体像がよくわからないのではないのでしょうか。</p> <p>本件のことを専門に研究している人は別かも知れませんが、条例の概要や項目のみでは、なかなか意見を言うのが難しいのではないのでしょうか。</p> <p>また、条文の書き方によっては、当局の意図していない解釈も成り立つ可能性もでてきますので、そういう部分についても市民の意見を聞こうとする態度が大事ではないかと思います。</p> <p>「パブリックコメント手続実施要綱」によれば、その目的として「(略)市の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、市民等に対する説明責任を果たし、もって市民等の市政への参画を推進することを目的とする。」とあります。また、資料の公表に関しては、「(略)作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。」とあります。</p> <p>条例の条文（案）を公表することは、市民の市政への参画を一層推進することに他なりませんし、(案)を理解するために欠くべか</p>

			らざることはないかと思えます。
1	<p>(1)一般廃棄物の収集、運搬の禁止について</p> <p>ア ごみ集積所に排出された一般廃棄物のうち不燃ごみ及び資源ごみを、市又は市が指定する者（収集委託業者等）以外の者が収集、運搬することを禁止します。</p>	<p>ア ごみ集積所に排出された一般廃棄物_____を、市又は市が指定する者（収集委託業者等）以外の者が収集、運搬することを禁止します。</p>	<p>ごみ集積所に出されたもの（ごみ）は、市の管理下にあると位置づけるなら、不燃ごみ、資源ごみに限らず、可燃ごみであっても収集、運搬を禁止すべきです。もちろん換金できない可燃ごみをわざわざ収集、運搬する者はいないとは思いますが、換金できないものなら収集、運搬してもよいという論理にはならないと思えます。しかし、条文の書き方によっては、そのような論理になる場合もあり得ます。</p> <p>基本的な考え方としては、ごみの種類によって、収集、運搬を禁止するのではなくて、市の管理下にあるもの（ごみ）は収集、運搬してはならないと考えるべきだと思います。</p> <p>(★条文が公表されていないので、改正の考え方が正確にはわかりません)</p>
	<p>イ ごみ集積所の位置を示す図面を整備し縦覧できるようにします。</p>	<p>イ (削除)</p>	<p>一般廃棄物の収集、運搬を禁止することと、ごみ集積所の位置図を整理して縦覧できるようにすることのつながりはないと思えます。</p> <p>また、新たに縦覧できようにするというのは、ごみをどこの集積所に出してもよいということになるのでしょうか。もしそうなら、これまでごみ籠(ビン、カン)を住民が当番で出していることと整合がとれなくなります。</p> <p>さらに、縦覧というのは、端的に言えば、住民に図面を見に来い(あるいは見てください)ということです。ごみ集積所は住民全員が知るべきことですから、縦覧ではなくて、行政の責任で確実に周知することではなくてはならないと思えます。</p>

		(★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)
(2)違反者に対する中止 <u>等</u> の命令をします。	(2)違反者に対する中止 <u>及び〇〇〇</u> の命令をします。	「等」というのは何を指すのかわかりません。「命令」する訳ですから、中止の他に何々と具体的に列挙すべきです。命令は極めて強い規制ですから、曖昧にさせるべきではないと思います。 (★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)
	「違反者」を誰がどのようにして認定するのかという認定手続を記載すべきです。	違反者には罰則がありますので、公正で合理的な(違反の)認定ができるように、また、違反の認定者と被認定者との間でトラブルがおきないように、基本的な(違反の)認定手続を条例にうたっておく必要があると思います。 (★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)
(3)公表について ア 命令を受けた者の住所・氏名・命令内容等を公表します。	ア 命令を受けた者の住所・氏名・命令内容 <u>及び〇〇〇</u> を公表します。	住所、氏名、命令内容の他に公表する事項に色々な場合がある訳ではないと思いますので、具体的な公表事項を条例に列挙しておくべきだと思います。何を公表されるのが行政の裁量にまかせるべきではないと思います。 (★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)
イ 該当者に_____弁明の機会を	イ 該当者に <u>文書による</u> 弁明の機会を	ウで、弁明も公表するとしていることから、文書による弁明の機

与えることとします。	与えることとします。	会であることを明記しておくべきだと思います。 (★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)
(4) 行政手続条例の適用除外（第33条関係）	何を意味しているのかわかりやすく記載する。	行政手続条例第33条は、第4章にあり、「行政指導の方式」ですが、次の「第3章の摘要から除く」ということと「第33条関係」が何を意味しているのかわかりません。条例条文にはどう記載されているのかわかりませんが、もう少しわかりやすく記載すべきだと思います。 (★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)
<u>違反者に対する中止等の命令については、伊東市行政手続条例（平成9年条例第15号）第3章の適用から除くこととします。</u>	(この項削除) *従って(4)を削除します。	この場合の「命令」は、もともと「不利益処分」には当たらないのではないのでしょうか。もし、本来は「不利益処分」に当たるのだとすれば、どういう理由で、この「命令」は行政手続条例第3章の摘要を受けないとするのでしょうか。それこそ行政手続として不透明になりはしないのでしょうか。 (★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)
(5) 罰金 <u>イ 命令に違反した者が、法人やその従業員等の場合、違反者及びその法人等にも20万円以下の罰金とします。</u>	イ (この項削除)	命令違反の前段で、命令を受ける者が一義的に決まっていますので、イの項目は入らないと思います。 命令を受けた者が法人であれば法人が罰金を払いますし、個人であれば個人が払います。命令を受けた者が法人及び従業員たる個人であれば、両者が罰金を払います。全てアで処理できると思います。

			<p>命令を受けていない者(例えば、法人としては命令を受けているが従業員個人としては命令を受けていない場合)は、そもそも命令違反ということはありません。</p>
--	--	--	--

(★条文が公表されていないので、改正の考え方が正確にはわかりません)

以上